

国立研究開発法人情報通信研究機構の第6期中長期目標（案）に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見

令和8年2月6日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

政府は、国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）並びにサイバー対処能力強化法¹及び同整備法²に基づく取組を含め、サイバー空間を巡る脅威に対応するために行う取組を一体的に推進するため、新たなサイバーセキュリティ戦略（令和7年12月23日閣議決定。以下「新戦略」という。）を策定したところである。今般、総務大臣から示された中長期目標案（以下「中長期目標案」という。）は、この新戦略を踏まえた内容であることが求められる。

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」という。）第14条第1項第7号イに掲げる業務である、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が行うサイバーセキュリティに関する演習は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「基本法」という。）第13条及び第14条に定める演習として、サイバー人材の育成のために重要な役割を果たすものである。

中長期目標案において、NICTは、国の機関や地方公共団体、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃対処能力の向上に貢献するため、新戦略等の政府方針を踏まえ、最新のサイバー攻撃に関する知見や社会的ニーズを踏まえた実践的なサイバー演習を、高い受講効果が得られるよう開発・提供するものとしている。

この点、新戦略では、政府機関等だけでなく、重要インフラ事業者や地方公共団体等に向けた対処能力向上に資する実践的な演習の提供によるサイバー人材の育成・確保を掲げており、中長期目標案に記載された内容は、新戦略の内容を踏まえたものとなっている。

また、NICT法第14条第1項第7号ロに規定する業務として、NICTは、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる機器等について、当該機器等の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報提供の業務を行うこととされており、この業務は、我が国のIoT機器のサイバーセキュリティ対策の向上において重要な役割を果たすものである。

中長期目標案においては、IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、新戦略等の政府方針を踏まえ、NICT法第14条第1項第7号ロの規定に基づき、脆弱性を有する機器やマルウェア感染機器の調査並びにユーザーやメーカー等の関係者に対する必要な助言及び情報提供（以下「調査等」という。）を行うものとしている。

この点、新戦略では、国民に広く利用されているIoT機器については、各主体が適切な対策を講じられるよう、ユーザーやベンダーに対し機器の設定不備や脆弱性について注意喚起や助言、情報提供等を行い、関係者が一丸となってサイバーセキュリティの確保に取り組むこととしており、中長期目標案に記載された内容は、新戦略の内容を踏まえたものとなっている。

以上を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部としては、中長期目標案については、妥当な内容であると判断する。

¹ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）

² 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）

その上で、NICTが、この中長期目標案を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対し、以下の事項を要請する。

(1-1) サイバーセキュリティに関する演習の実施について、以下の点に留意すること。

- ① 演習の内容は、対象となる組織の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえるとともに、これら組織における対処能力向上に資するものとするほか、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）並びに2027年国際園芸博覧会等の大規模国際イベントも見据え、組織横断的な調整能力や発生した事態に対するマネジメント能力等の向上にも配慮する等、より実効性の高いものとするよう努めるとともに、適時に見直しが行われること。また、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に向けて、特定社会基盤事業者及びその関係者が円滑に演習を受講できるよう、十分な受講可能人数の確保に努める等、参加者の拡大への配慮に努めること。
- ② 参加した組織に対し、サイバー攻撃の対応能力向上についてアンケート調査や聞き取り調査等を行い、これをNICTにおける知見や研究開発にフィードバックし、演習内容の改善に努めること。
- ③ 演習の着実な運用のため、必要な演習費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めること。
- ④ 様々な主体が実施する演習について、有機的連携が確保されたものとするよう、国家サイバー統括室（以下「NCO」という。）を始めとする関係府省庁との連携に努めること。

(1-2) 調査等の実施について、以下の点に留意すること。

- ① 調査等の内容については、対象となるIoT機器の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえたものとするほか、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）並びに2027年国際園芸博覧会等の大規模国際イベントも見据え、IoT機器を踏み台にした大規模なサイバー攻撃を防止するため、利用者に広範に注意喚起ができるよう、実効性の高いものとなるように努めるとともに、調査すべき機器の範囲について適時に見直しが行われること。
- ② 調査等の実施に当たっては、既存の脆弱性関連制度と適切に連携しつつ、調査に関して十分な周知を行うとともに、IoT機器の利用者への影響等を十分考慮すること。また、適切なパスワード設定に加え、IoT機器の脆弱性等に対する有効なサイバーセキュリティ対策を講じることの必要性について関係者に周知活動を行うとともに、ベンダー等における責任あるサイバーセキュリティ対策の取組が推進され、関係者が連携してサイバーセキュリティの確保ができるよう、IoT機器メーカー、電気通信事業者等のセキュリティ関係者への積極的な助言や情報の提供が行われること。

- ③ 調査等の結果については、適時、NICTにおける知見や研究開発にフィードバックして調査手法の高度化に努めるとともに、NCOを始めとする関係府省庁に対して情報共有を行うこと。
- ④ 調査等を効果的かつ効率的に実施するため、必要な調査費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めるとともに、既に流通しているIoT機器等については、利用者、製造事業者、電気通信事業者等の様々な主体が関係することから、これらの有機的連携が確保された取組につながるよう、NCOや経済産業省を始めとする関係府省庁との連携を行うこと。

(1-3) 中長期目標案を踏まえたサイバーセキュリティに関する演習及び調査等の実施状況については、年次報告において毎年度の実績をサイバーセキュリティ戦略本部に報告すること。また、NCOからの求めに応じて適宜報告を行うこと。

(1-4) サイバーセキュリティ戦略等において、サイバーセキュリティに関する演習及び調査等に関する重要な改正がなされた場合は、その改正内容を踏まえ、必要に応じ、中長期目標の改正等の必要な措置を講じること。

あわせて、サイバーセキュリティに関する演習及び調査等に関する事項のほか、NICTが、この中長期目標案を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対し、以下の事項に留意することを要望する。

(2-1) サイバー対処能力強化法第71条第2項において、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事項について、府省庁、NICTを始めとする関係者は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないとされているところ、中長期目標案では、当該事項について、NICTは、サイバー攻撃の観測・分析等の観点から関係者との連絡・協力を努めるものとされている。さらに、中長期目標案では、我が国の政府機関等にCYXROSSセンサー等の安全性・透明性を検証可能なセンサーを導入し、得られたサイバー脅威情報等を集約・分析・情報提供する活動を始め、こうした活動が研究開発を更に推進するようなサイクルを確立することで、サイバーセキュリティ分野全体の継続的な能力向上に努めるものとされている。

新戦略においても、政府機関等端末の監視・分析で得られた情報、サイバー空間の観測を通じて得られた情報等、分析に有用なあらゆる情報をNCOに集約するとともに、我が国に対する脅威に関する定期的な分析・評価を行う体制を構築し、サイバー分析能力を抜本的に向上させていくことを掲げており、これらの実現に資するよう、NCO及び関係府省庁と緊密な連絡及び協力を行うこと。また、この研究開発をさらに推進するようなサイクルを確立するに当たっては、研究開発で用いる情報について、適切な情報保全の下で取り扱うこと。

(2-2) 2025年に改正された基本法において、新たな戦略本部事務として追加された政府機関等のサイバーセキュリティの確保の状況の評価の一環として、サイバーセキュリティ戦略本部は、平時からの政府機関等の情報システムの監視及び分析の一部をNICTに委託することが可能となったところ、中長期目標案においては、基本法第31条第1項第2号その他の法令に基づく委託を受けた場合には、それら委託業務を確実に実施するとともに、各重点課題との相乗効果を得られるよう一体的に取り組むものとされている。

この委託業務のうち政府機関等の情報システムの監視及び分析は、国の行政機関、独立行政法人及び基本法第13条に規定する指定法人の横断的な監視体制について、強化・高度化を進める観点から重要な役割を果たすものであることから、特に、NICTにおいては、新たな脅威に対応するための知見の創出に重点を置いた監視及び分析の業務（行政機関等の情報システムにおける挙動等を監視し、それらを分析することで攻撃者の痕跡情報等や攻撃の検知ルール等の知見を創出する活動等）について、NCOとの緊密な連携の下で、実施を推進すること。

また、サイバー対処能力強化法第72条第1項及び第2項に基づき、内閣府等による情報の整理・分析に係る事務及び電子計算機等供給者に対する脆弱性情報の提供等の事務の一部に関して、NICTが有する分析能力や観測網等のリソースを活用して委託することも検討され得る。当該事務を実施する際には、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止の観点から、内閣府や電子計算機等の供給を行う事業の所管省庁等との緊密な連携の下でこれを実施すること。

- (2-3) 中長期目標案においては、NICTは、サイバーセキュリティ研究開発の中核拠点として、我が国のサイバー対応能力を支える人材・技術に係るエコシステム形成に貢献するものとしているほか、サイバーセキュリティ産学官連携の推進に関し、我が国のサイバー攻撃対処能力とセキュリティ自給率の向上に貢献するため、サイバー攻撃情報等の大規模な収集・分析・共有やサイバー攻撃観測技術・ノウハウ等の共有、国産セキュリティ製品の評価と開発元へのフィードバックによる製品・サービス開発の加速化等に取り組むものとされている。

新戦略においても、例えば、CYXROSSで得られた技術・情報・ノウハウを政府部内にとどめることなく、適切な情報保全の下で民間に広く開放するなどによる国産セキュリティ技術の開発基盤を強化するための取組を含め、国産技術・サービスを核とした、技術、人材を育成する好循環のエコシステムを形成することとしており、こうした目標の実現に資する取組を、関係府省庁との緊密な連携の下で推進すること。

以上